

## U S E N P A Y 翌日入金サービス利用規約

本利用規約は、加盟店（第2条で定義します）が日本国内の店舗、施設において、株式会社U S E N F i n T e c h（以下「当社」といいます）が運営・管理を行う「USEN PAY」及び「USEN PAY ENTRY」と称するカード、電子マネーなどの決済サービスその他のサービスにおける加盟店との間の契約関係である「USEN PAY（決済サービス）加盟店規約」（以下「加盟店規約」といいます）に付随して、当社が売上債権の債権買取代金を売上締切日の翌日に入金する「翌日入金サービス」（以下「本サービス」といいます）を利用する場合の、当社と加盟店との間の契約（以下「本契約」といいます）について定めるものです。

### 第1条（定義）

1. 本利用規約における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。なお、本利用規約において特段の定めのない用語の定義は、加盟店規約に定めに従うものとします。
  - (1) 「加盟店」とは、当社が加盟を承諾し、カード会社との間で当社を包括代理加盟店として加盟店契約を締結した個人、法人及び団体（代表者個人を含み、但し、文脈上明らかに法人のみを名宛人としているものについては代表者個人を除きます）をいいます。
  - (2) 「申込者」とは、加盟店のうち、本サービスの利用を希望し、当社に対して当社所定の申込書による申込を行い、当社から本サービスの利用に係る承諾を得る前の者をいいます。
  - (3) 「契約者」とは、申込者のうち、前号の承諾を得た者をいいます。
  - (4) 「本サービスの料金」とは、当社が加盟店に対して提示する信用販売の金額に対して発生する料金をいいます。
  - (5) 「振込指定金融機関口座」とは、本サービスにおける当社からの入金口座をいいます。
  - (6) 「振込代金」とは、契約者から譲渡を受けた売上債権の譲渡代金から決済手数料を控除した額をいいます。

### 第2条（適用）

1. 本サービスを利用する場合には、加盟店規約に優先して本利用規約が適用されるものとします。なお、住信SBIネット銀行翌日入金サービスは住信SBIネット銀行が提供するサービスであり、本利用規約ではなく、住信ネット銀行翌日入金サービス利用規約が適用されます。

### 第3条（利用申込）

1. 申込者は、当社に対して本サービスの利用申込を行うものとします。当該申込を当社が承諾したときに、申込者と当社との間で本利用規約を内容とする本契約が成立するものとし、当社は、契約者となった申込者に対して、本サービスを提供するものとします。
2. 申込者は、次の各号の要件すべてに該当する加盟店とします。ただし、申込者が次の各号の要件すべてに該当する場合であっても、当社に対して虚偽の事項を届出たことが判明した場合または当社が不適当と判断した場合には、利用申込を承諾しない場合があります。
  - (1) 本利用規約の内容を承諾していること
  - (2) 振込指定金融機関口座として当社が認める住信 SBI ネット銀行の代表口座円普通預金を指定すること（申込者が本サービス申込と同時に口座開設の申込を行う場合は、口座が開設されて、申込者が当該口座を振込指定金融機関口座に指定した後に、本サービスの利用を開始することができます。）
  - (3) 自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して翌日入金サービスの管理システムをインターネットに接続すること
  - (4) 加盟店規約とカード会社が定める加盟店規約に係る違反がないこと。
3. 第1項に基づき当社が申込者の利用申込を承諾した場合、契約者情報記載のサービス開始日を基準日として、翌日から振込代金の支払いが開始されるものとします。振込代金は、本サービスによるものと住信 SBI ネット銀行翌日入金サービスによるものとを合算して振込ます。なお、当該振込代金の振込人名義は「カ)USEN クレジットケサイクチ」となります。

### 第4条（届出事項の変更）

1. 契約者は、契約者情報に変更があったときには、直ちに当社所定の書式により、当社に届け出るものとします。
2. 第1項の届出がなされず、当社が契約者に対し振込代金の振込ができなかつたときは、届出受理後に振込代金の未払いとなっている額を一括して支払うものとします。なお、第1項の届出がなされないことにより契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

### 第5条（免責）

1. 障害等の理由により、契約者に対し本サービスを提供できない場合には、当社が契約者にその旨を通知するものとします。
2. 前項の場合、障害等が解消されたのち、当社は、契約者に対し、振込代金の未払いとなっている額を一括して支払うものとします。なお、当社は、未払いとなっている期間に

つき、利息・遅延損害金等の一切の費用について免責されるものとします。

3. 当社の責に帰すべき事由により本サービスの提供ができなくなった場合には、当社は、契約者に対し、加盟店規約に基づき、信用販売の売上債権の譲渡代金を支払います。この場合、支払遅延その他契約者に対する損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、契約者が当社に届け出た契約書情報に誤りがあったこと、または契約者情報の変更が届け出されなかったことにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第6条（サービスの改定・中止・終了）

当社は、本サービスを改定、中止または終了する場合は、契約者に事前に通知するものとします。

#### 第7条（サービスの休止）

1. 当社は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、当社所定の方法により事前に契約者に通知のうえで、本サービスを一時停止または中止できるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、緊急かつやむを得ない場合は、当社は、事前に契約者に告知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。
3. 前二項に基づき本サービスを一時停止または中止した場合、障害等が解消し、本サービスを再開したときに、当社は、契約者に対し、振込代金の未払いとなっている額を一括して支払うものとします。なお、当該未払いとなっている期間につき、利息・遅延損害金等は生じないものとします。

#### 第8条（サービスの提供中止・本契約の解除）

1. 契約者が本利用規約に違反した場合その他当社が本サービスの提供の中止を必要と判断する相当な事由が生じた場合、当社は、催告を要することなく、当該契約者に対して、本サービスを含むすべてのサービスの提供を中止できるものとします。
2. 当社は、契約者において次の各号の事由が一つでも生じた場合、催告を要することなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。この場合、当社は、本契約の解除により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
  - (1) 本利用規約及び当社との間で締結した契約（本契約を含みますが、これに限られません。）に違反したとき
  - (2) 住信 SBI ネット銀行との間で締結した住信 SBI ネット銀行翌日入金サービス利用規約を内容とする契約が終了したとき
  - (3) 契約者と当社との間の加盟店規約にかかる契約が終了したとき

#### （4）振込指定金融機関口座が解約されたとき

### 第9条（解約）

契約者が本サービスを解約する場合は、当社所定の解約申込書を当社に提出するものとし、受領した時点で本サービスは終了するものとします。

### 第10条（損害賠償）

契約者が本利用規約または加盟店契約に違反したことにより、当社カード会社が損害を被った場合には、契約者は、当社及びカード会社に対し、その損害のすべて（弁護士費用を含む。）を賠償するものとします。

### 第11条（譲渡・質入れ等の禁止）

契約者は、本利用規約に基づく契約上の地位、権利・義務等を、第三者に譲渡・質入れ等することはできないものとします。

### 第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本利用規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本利用規約に関する訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第13条（本利用規約の変更）

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本利用規約を変更することができるものとします。
  - (1) 本利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本利用規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本利用規約の変更にあたり、本利用規約を変更する旨並びに変更後の本利用規約の内容及びその効力発生日を、効力発生日の1か月前までに当社ウェブサイトに掲示するものとします。当社は、変更後の本利用規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者が本利用規約の変更に同意したものとみなします。

以上

2022年12月19日改定

※「Uペイ」から「USEN PAY」へ名称変更

2023年11月30日改定

2024年11月1日改定

2025年5月1日改定